

別記様式（第2条関係）

会 議 結 果 報 告 書

令和5年1月31日

会議の名称	庁議
開催日時	令和5年1月31日（火）9時30分～10時15分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 村山修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 大熊克之 都市整備部長 中森福夫 市長公室長 松永仁 上下水道部長 細田雄二 会計管理者 榎本章一 議会事務局長 北村竜一 監査委員事務局長 近藤政雄 教育政策部長 今野美香 (計15人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1 市長公室長 松永仁 2 福祉部長 中村修 3～7 子ども・健康部長 大熊克之 【報告】 1 総合行政部長 村山修 2、3 総務部長 豊島俊二 4、5 市民生活部長 松井俊之 6 福祉部長 中村修 7 子ども・健康部長 大熊克之
議 題	【付議】 1 国に対する要望について 2 志木市地域共生社会を実現するための条例の制定について 3 志木市児童福祉審議会条例及び志木市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

	<p>4 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>5 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>6 志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>7 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p> <p>【報告】</p> <p>1 志木市人材育成基本方針《第四次改訂版》の策定について</p> <p>2 令和4年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について</p> <p>3 志木市地域防災計画（素案）に対する意見公募の結果について</p> <p>4 志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部改正に対する意見公募手続きの結果について</p> <p>5 志木市一般廃棄物処理基本計画（素案）に対する意見公募手続きの結果について</p> <p>6 「志木市地域共生社会を実現するための条例」の基本的な考え方（案）に対する意見公募の結果について</p> <p>7 志木地区児童センター整備基本計画策定に関する基本方針について</p>
<p>結 果</p>	<p>【付議】</p> <p>1 了承</p> <p>2 定義を再確認し、次回の庁議に諮ること</p> <p>3～7 了承</p> <p>【報告】</p> <p>1～7 了解</p>
<p>事務局職員職氏名</p>	<p>秘書課副課長 小堀 健</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>特になし</p>
<p>会議内容の記録（経過、結果等）</p>	

開会

総合行政部長が開会を告げる。

【付議】

1 国に対する要望について（市長公室）

○概要説明：市長公室長

埼玉県市長会より、国に対する要望について提出依頼があったため、本市として提出する要望の決定に向け付議するものである。

今年度は、福祉部提出の1件を県市長会へ提出するものとする。

【各部局提出事項】

- (1) 在宅で生活をしている障がい児者の夜間・休日等緊急一時保護・介護加算等の創設について（福祉部）

【要望内容】

在宅で生活をしている障がい児者を、地域全体で支えるために、現在、地域生活支援拠点の整備をすすめているところであるが、夜間休日などに家族の急病等により緊急対応が必要になった場合、障がい福祉サービスの受入れ体制が整うまでの間に、支援者が事業所や居宅を訪問して預かりや見守り支援を行った際の障害福祉サービスの加算や給付費の項目を追加すること。

2 志木市地域共生社会を実現するための条例の制定について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

地域共生社会の実現に向けて、互いに個性、生き方等を尊重し、市民誰もが生きがいを持って輝く社会の実現に寄与することを目指し、志木市地域共生社会を実現するための条例を制定するものである。

【主な内容】

- (1) 基本理念として、社会参加・相互理解、安全・安心な暮らしを支えること、自己決定の尊重を定めた。
- (2) 地域共生社会の実現に必要な支援体制の整備、計画的な推進、認識、理解、取組を市の責務として明確にした。また、市民及び事業者の役割として、認識や理解を深めることを明確にした。
- (3) 基本的施策を定め、それに基づく取組、事業を展開することを定めた。

【施行日】

令和5年4月1日

3 志木市児童福祉審議会条例及び志木市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「子ども・子育て支援法」の一部が改正されたことにより、条例に引用している条文のずれが生じたため、改正を行うものである。

【改正の概要】

（1）志木市児童福祉審議会条例

○第1条中

[改正前] 第77条第1項

[改正後] 第72条第1項

○第2条中

[改正前] 第77条第1項各号

[改正後] 第72条第1項各号

（2）志木市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例

○第3条中

[改正前] 第19条第1項第2号

[改正後] 第19条第2号

【施行日】

令和5年4月1日

4 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行及び国の定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、規定の整備をしたいので、子ども・子育て支援法第46条第2項の規定により、この案を提出するものである。

【改正の概要】

（1）「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「子ども・子育て支援法」の一部が改正されたことにより、条例に引用している条文にずれが生じたため規定を整備するもの

子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されたため

(例) 第4条第2項中

【改正前】 第19条第1項第3号

【改正後】 第19条第3号

(2) 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除

児童虐待の防止等を図る観点から、民法において、親権者の懲戒権に係る規定が削除され、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定める等の措置が講じられたことに伴う改正。

【施行日】

令和5年4月1日 ただし、第26条の改正規定は公布の日

5 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (子ども・健康部)

○概要説明：子ども・健康部長

国の定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、規定の整備をしたいので、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、この案を提出するものである。

【改正の概要】

(1) 家庭的保育事業者等における児童の安全確保のための計画策定の義務化

昨今の送迎用バスの事故なども踏まえ、児童の安全の確保に関する事項が国の定める運営基準として明確に位置づけられたことに伴う改正。

(2) 家庭的保育事業者等が自動車運行する場合における児童の所在確認の義務化

昨今の送迎用バスの事故なども踏まえ、自動車を運行する際は、乗降車の際に、児童の所在を確実に把握することが明確に規定されたことに伴う改正。

(3) 家庭的保育事業者等と他の社会福祉施設等を併せて設置する場合、設備及び人員要件の見直し

児童等の社会参加の支援が進むよう、設備運営基準及び家庭的保育事業等基準を見直し、必要な保育士を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、職員の兼務や設備の共用が可能となったことに伴う改正。

(4) 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除

児童虐待の防止等を図る観点から、民法において、親権者の懲戒権に係る規定が削除され、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定める等の措置が講じられたことに伴う改正。

(5) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修や訓練の実施

これまで、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための「必要な措置を講ずる」との努力義務が課せられていたが、具体的な規定（研修・訓練）が追加されたことに伴う改正。

【施行日】

令和5年4月1日 ただし、第12条の改正規定は公布の日

6 志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

国の定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、規定の整備をしたいので、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、この案を提出するものである。

【改正の概要】

(1) 放課後児童健全育成事業者における児童の安全確保のための計画策定の義務化

昨今の送迎用バスの事故なども踏まえ、児童の安全の確保に関する事項が国の定める運営基準として明確に位置づけられたことに伴う改正。

(2) 放課後児童健全育成事業者が自動車運行する場合における児童の所在確認の義務化

昨今の送迎用バスの事故なども踏まえ、自動車を運行する際は、乗降車の際に、児童の所在を確実に把握することが明確に規定されたことに伴う改正。

(3) 放課後児童健全育成事業における業務継続計画策定等の努力義務化

新型コロナウイルス感染症などの感染症流行時における業務を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続に必要な措置を講ずるように努める規定が追加されたことに伴う改正。

(4) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修や訓練の実施

これまで、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための「必要な

措置を講ずる」との努力義務が課せられていたが、具体的な規定（研修・訓練）が追加されたことに伴う改正。

【施行日】

令和5年4月1日

7 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、賦課限度額の引き上げに係る志木市国民健康保険税条例の一部を改正するものである。

【改正の概要】

令和4年度に法定賦課限度額の基礎課税分が65万円に、後期高齢者支援金等分が20万円に引き上げられたことに合わせ、令和5年度の志木市国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるものである。

	法定限度額 (R4.4.1 改定)	志木市現行	改正後
基礎課税分(医療分)	65万円	63万円	65万円
後期高齢者支援金等分	20万円	19万円	20万円
介護納付金分	17万円	17万円	17万円
合計	102万円	99万円	102万円

【施行日】

令和5年4月1日

【報告】

1 志木市人材育成基本方針《第四次改訂版》の策定について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

本市では、令和2年1月に策定した「志木市定員管理計画《第四期》」を踏まえ、令和3年3月に「志木市人材育成基本方針《第三次改定版》」を策定し、取り組んできた。

近年、自治体を取り巻く環境が大きく変化するなか、多様化する市民ニーズに応えながら安定した行政運営を行っていくためには、これまで以上に効率的かつ効果的な行政運営を行っていく必要がある。

そこで、志木市人材育成基本方針について、新たに「働き方改革」の視点を取り入れた見直しを図り、改めて志木市として目指す職員像を示すことで、職員一

丸となって志木市の発展に寄与すべく、志木市人材育成基本方針《第四次改訂版》を策定する。

2 令和4年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について（総務部）

○概要説明：総務部長

令和5年3月定例会に提出する補正予算は、次のとおり。

- ・令和4年度一般会計補正予算（第9号）
※繰越明許費の補正含む
- ・令和4年度一般会計補正予算（第10号）
※継続費、繰越明許費の補正含む
- ・令和4年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- ・令和4年度志木駅東口地下駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- ・令和4年度介護保険特別会計補正予算（第2号）
- ・令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

【各会計別補正予算の内容】（単位：千円）

会計区分	補正前予算額	補正額		補正後予算額
一般会計（第9号）	31,443,853	116,008	→	31,559,861
一般会計（第10号）	31,559,861	△672,817	→	30,887,044
国保特別会計（第3号）	7,311,728	29,377	→	7,341,105
地下駐特別会計（第2号）	46,854	△7,333	→	39,521
介護特別会計（第2号）	5,434,344	12	→	5,434,356
後期特別会計（第2号）	1,131,420	△10,844	→	1,120,576

3 志木市地域防災計画（素案）に対する意見公募の結果について（総務部）

○概要説明：総務部長

【意見公募の内容】

志木市地域防災計画概要（素案）に対する意見

【意見募集期間】

令和4年12月9日（金）から令和5年1月7日（土）まで

【意見の提出方法】

直接窓口、郵送、FAX、Eメール、専用フォーム

【提出された意見】

1人（4件）

【今後の予定】

市のホームページ及び意見公募の閲覧場所に公表

4 志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部改正に対する意見公募手続きの結果について（市民生活部）

○概要説明：市民生活部長

【意見公募の内容】

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部改正について

【意見募集期間】

令和4年12月9日(金)から令和5年1月7日(土)まで

【意見の提出方法】

直接窓口、郵送、FAX、Eメール、専用フォーム

【提出された意見】

意見件数 0件

【今後の予定】

市のホームページ及び意見公募の閲覧場所に公表

5 志木市一般廃棄物処理基本計画（素案）に対する意見公募手続きの結果について（市民生活部）

○概要説明：市民生活部長

【意見公募の内容】

志木市一般廃棄物処理基本計画（素案）について

【意見募集期間】

令和4年12月9日(金)から令和5年1月7日(土)まで

【意見の提出方法】

直接窓口、郵送、FAX、Eメール、専用フォーム

【提出された意見】

意見件数 0件

【今後の予定】

市のホームページ及び意見公募の閲覧場所に公表

6 「志木市地域共生社会を実現するための条例」の基本的な考え方（案）に対する意見公募の結果について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

【意見公募の内容】

「志木市地域共生社会を実現するための条例」の基本的な考え方（案）に対する意見

【意見募集期間】

令和4年11月21日(月)から令和4年12月20日(火)まで

【意見の提出方法】

直接窓口、郵送、FAX、Eメール、専用フォーム

【提出された意見】

意見件数 11件（個人5人 団体2人）

【今後の予定】

市のホームページ及び意見公募の閲覧場所に公表

7 志木地区児童センター整備基本計画策定に関する基本方針について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

志木地区における児童センターの整備に向け、令和5年度に有識者を含む市民検討委員会を組織し、基本計画の検討を行うに当たり、「志木地区児童センター整備基本計画策定に関する基本方針」を定めたので、報告するものである。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。